

## 別添 4

### 畜産動産担保融資活用支援事業

#### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和5年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和5年1月13日付け4農畜機第5510号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

#### 第2 事業の内容

公募団体は、地域、経営規模又は畜種に関わらず、必要に応じて畜産ABLを広く利用できる環境整備を進めるため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- 1 畜産ABL普及に向けた課題解決のための検討  
家畜の一般担保化に向けた課題の抽出及び解決方法の検討等を行うための検討会の開催並びに現状把握のための実態調査の実施
- 2 事例の収集・蓄積  
現地調査の実施等による畜産ABLに係る事例の収集・蓄積
- 3 関係者等への周知  
1の検討結果及び2により収集した事例を融資機関や関係者等に広く周知するための研修会の開催、報告書の作成・配布等
- 4 1から3までの事業の円滑な推進を図るための推進指導

#### 第3 事業の実施

- 1 事業の委託  
公募団体は、第2の事業の一部を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を作成し、締結するものとする。
- 2 事業の実施期間  
この事業の実施期間は、令和5年度から令和7年度までとする。

#### 第4 事業の推進指導等

公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

#### 第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するも

のとする。

## 第6 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

公募団体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて

得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の畜産特別支援資金融通事業(畜産動産担保融資活用支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 帳簿等の整備保管等

1 公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 電子情報処理組織による申請等

1 公募団体は、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の(2)の規定による概算払請求、第7の規定による実績報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農

林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該計画申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示及び命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- 4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

## 別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 畜産 A B L 普及に向けた課題解決のための検討	(1) 家畜の一般担保化に向けた課題の抽出及び解決方法の検討等を行うための検討会の開催に要する経費	定 額
	(2) 現状把握のための実態調査の実施に要する経費	定 額
2 事例の収集・蓄積	現地調査の実施等による畜産 A B L に係る事例の収集・蓄積に要する経費	定 額
3 関係者等への周知	1 の検討結果及び 2 により収集した事例を融資機関や関係者等に広く周知するための研修会の開催、報告書の作成・配布等に要する経費	定 額
4 事業の推進	1 から 3 までの事業の円滑な推進を図るための推進指導に要する経費	定 額

別紙様式第1号

令和 年度畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）を下記のとおり実施したいので、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添4の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙の「畜産動産担保融資活用支援事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
1 畜産ABL普及に向けた課題解決のための検討				
2 事例の収集・蓄積				
3 関係者等への周知				
4 事業の推進				
合計				

- (注) 1 事業の一部を委託する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること
- 2 変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで記載すること

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

#### 5 添付書類

- (1) 定款及び業務方法書
- (2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

令和 年度畜産動産担保融資活用支援事業実施計画

1 畜産ABL普及に向けた課題解決のための検討

(1) 検討会の開催

開催時期	開催場所		出席者	内 容	事業費 (円)	算出根拠
計						

(2) 実態調査の実施

時 期	場 所		内 容	事業費 (円)	算出根拠
計					

2 事例の収集・蓄積

実施時期	内 容	事業費 (円)	算出根拠

(注) 内容欄には、事例の収集方法や収集する内容等を記載すること

3 関係者等への周知

実施時期	内 容	事業費 (円)	算出根拠

(注) 内容欄には、周知方法や周知先、周知内容等を記載すること

4 事業の推進指導

項 目	内 容	事業費 (円)	算出根拠



別紙様式第2号

令和 年度畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添4の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に（ ）書きで記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合は、新たに添付すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）について、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添4の第6の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定 出来高 (④+ ⑤) /②	残額 ②- ④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあつた畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）について、下記のとおり実施したので、畜産特別支援資金融通事業別添4の第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注) 1 1から3は、別紙様式第1号の記に準じるものとする。  
2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあつた畜産特別支援資金融通事業（畜産動産担保融資活用支援事業）について、畜産特別支援資金融通事業要綱別添4の第8の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                    | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額              | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）                                  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料